

FIT認定審査に関する報告（報告事項）

2021年3月1日

資源エネルギー庁

2020年度のFIT認定審査における、緊急事態宣言の影響とその対応策

(緊急事態宣言の影響)

- 年度末審査においては、申請の9割以上で補正のための追加作業が発生しているが、**緊急事態宣言を受け、例年であれば期限内に完了する軽微な補正についても、対面でのやり取りができないために時間を要している状況**（特に契約書の押印訂正等、対面を要するものは、緊急事態宣言中の補正が非常に困難）。
- その結果、**例年通りであれば年度内に認定を得られたであろう案件が認定まで至らないケースが想定**され、申請期限までに申請を行ったにも関わらず、2020年度価格が適用されず、事業採算性が大きく変わる可能性。

(対応策)

- **来年度の認定となった場合に価格変更が生じる太陽光・風力の新規認定・変更認定申請**に限り、
 - **2020年度価格区分での認定を受けるためにあらかじめ設定されていた期限までに申請した案件（申請期限である2020年12月18日までに申請し、法または条例に基づく環境アセスメントの対象の場合、2021年2月5日までに方法書に関する手続を開始したことを証する書類を提出した案件）**について、
 - **認定が2021年4月以降になったとしても、2020年度価格の適用を認める経過措置を設ける**こととする。
- ただし、緊急事態宣言による影響と関係なく、**単に申請時の熟度が低い案件について、いたずらに認定期限を延ばすことは適当でない**ため、今般の事情に伴う作業の遅れ（契約書の押印訂正等、対面を要するものの補正が緊急事態宣言中は非常に困難）を勘案し、2021年1月7日に発出された**緊急事態宣言期間分だけ認定期限を延長し、それまでに認定基準を満たした案件に限り、措置の対象**とする。

※ なお、緊急事態宣言の対象都府県は限定されているが、本社が対象区域に入っている事業者が多いため、本措置は全国一律に適用する。